

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第14号	三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
消 防 本 部	<p>【改正趣旨】 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 第3条第2項ただし書を削除する 《現行》 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u> 《改正後》 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>【施行期日】 令和4年4月1日</p>